

横浜市立斎藤分小学校いじめ防止基本方針

◎策定日 平成26年2月3日(令和6年2月28日改定)

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

○いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

○いじめを防止するための基本理念

すべての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことはいつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。子どもは人と人とのかかわり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、だれもが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。そこで、いじめを防止するための基本となる考え方を次の通り示す。

- (1) いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である。
- (2) いじめを防止するには、特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- (3) 子どもの健全育成を図り、いじめのない子ども社会を実現するためには、学校、保護者、地域など、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。
- (4) 子どもは、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。

○基本的な方向性

- ・いじめの未然防止
- ・早期発見、早期対応
- ・適切な対処、措置

○学校いじめ防止基本方針の目的と方針

【目的】

子どもの健全育成を図り、いじめのない学校の実現を目指すこと

【方針】

小規模校としての特性を生かし、教職員の連携を密にしながら目標と情報を共有して、子どものいじめを防止するために、学校全体がいじめの起きない風土づくりに努める。いじめを察知した場合は適切に指導することが重要である。その実行のために、保護者を含めた学校全体で子どもの健やかな成長を支え、見守る役割を果たす必要があるとともに、子どもたち自身がいじめをなくすという強い気持ちを持てるようにすることが大切である。そこで、いじめを防止する学校の方針を以下の通り示す。

学校として

- (1)あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- (2)子どもが主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、子どもが発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
- (3)いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。
- (4) いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、組織的に取り組む。
- (5)相談窓口を明示するとともに、児童生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童生徒一人ひとりの状況の把握に努める。

保護者として

- (1)どの子どもも、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努め、また、日頃からいじめ被害など悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかける。
- (2)子どものいじめを防止するために、学校や地域の人々など子どもを見守っている大人との情報交換に努めるとともに、根絶をめざし、互いに補完しあいながら協働して取り組む。
- (3)いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関等に相談または通報する。

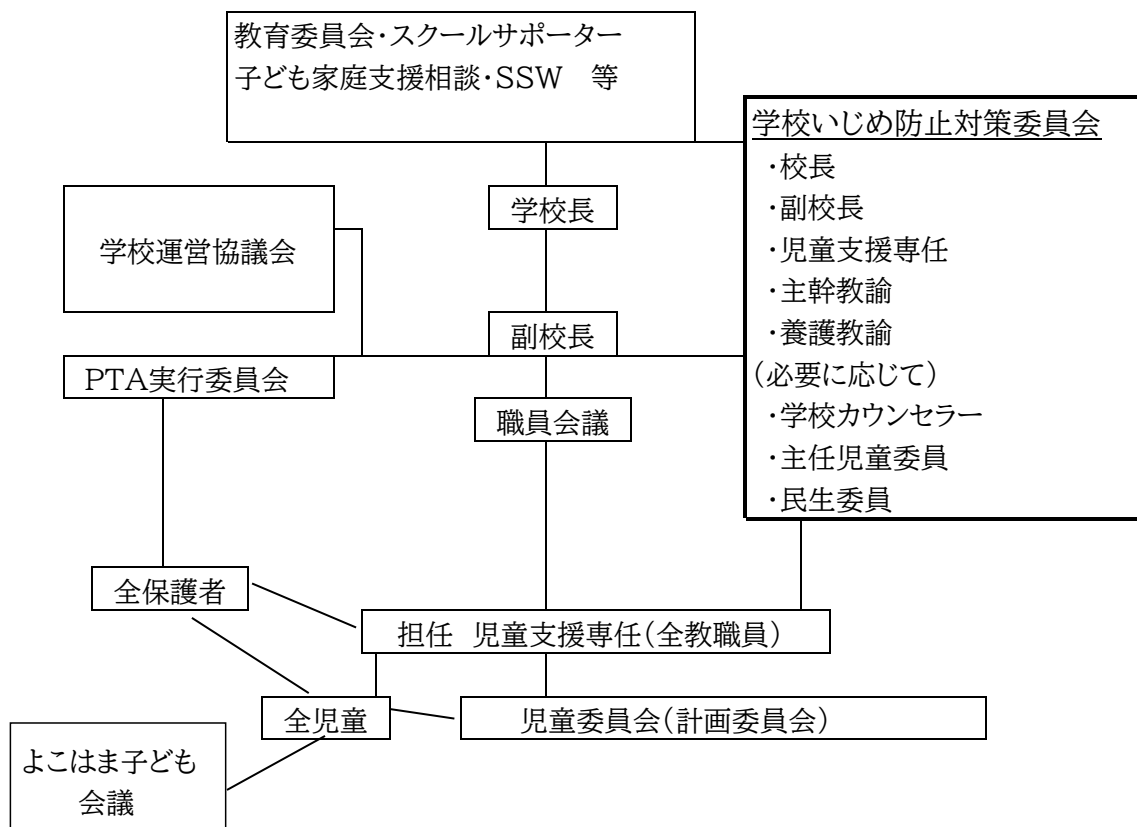
子どもとして

- (1)自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対しては思いやりの心を持ち、自らが主体的にいじめのない風土づくりに努める。
- (2)周囲にいじめがあると思われる時は、当事者に声をかけることや、周囲の人に積極的に相談することなどに努める。

2 学校いじめ防止対策委員会の設置及び組織的な取組

○組織の構成

複数の教職員等によって構成される「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月1回以上定期的に開催する。日頃からいじめの問題等、児童生徒指導上の課題に対応するための組織として位置付け、児童支援専任教諭を中心として進めていく。必要に応じて、学校カウンセラーや主任児童委員、民生委員に協力を求めていく。



○組織の役割

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成の際に中核となる役割を担う。
- ・いじめの相談・通報の窓口としての役割を担う。
- ・いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割を担う。
- ・いじめを認知した際には、直ちに学校いじめ防止対策委員会を開催する。情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割を担う。
- ・校長等の責任者は学校として組織的な対応方針を決定するとともに、会議録を作成、保管し、進捗の管理を行う。

- ・学校いじめ防止基本方針の見直し、学校で定めた取組が計画通りに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、学校のいじめ防止等の取組について、PDCA サイクルで検証を担う。

○年間計画

- ・学校いじめ防止対策委員会(取組の検証)
 - ◎学校生活アンケート結果の情報共有、指導の方向性の確認
 - ◎年間計画(いじめ防止)の確認と振り返り
 - ◎対応、指導の仕方の共通理解
- ・児童・学級の様子 of 共有
 - ◎全職員での情報共有(毎月の職員会議の後の児童指導の時間)
- ・いじめ防止のための研修
 - ◎横浜プログラムを活用した研修(Y-Pアセスメント研修、Zuzie研修など)
- ・Y-P アセスメント、Y-P プログラムの実施
 - ◎Y-P アセスメントを年二回(6月、11月)実施して、児童の様子を把握し、学級経営や児童支援につなげる。
 - ◎Y-P プログラムをクラスの実態に応じて実施する。「SOS の出し方」については、年一回、実施する。
- ・学校生活アンケート
 - ◎年間2回 全学級で実施(5月記名式、12月無記名式)全市共通様式
- ・いじめ防止キャンペーン
 - ◎12月 人権週間における取組(朝会での講話、各クラスでの指導、代表委員会の取組など)
 - ◎計画委員会(児童会)を中心とした子ども主体の取組
- ・個別面談、教育相談の実施
 - ◎学校生活アンケート後の面談、相談の実施
 - ◎必要に応じて随時実施
- ・横浜こども会議への参加
 - ◎テーマに沿って、児童会で話し合いの場をもつなどし、子どもの取組を支援する
 - ◎中学校ブロック「横浜こども会議」
 - ◎区開催「横浜こども会議」

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

○いじめの未然防止への取組

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、いじめの未然防止に向けて、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うとともに、児童生徒自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることができるよう支援する。また、いじめの防止の観点から、豊かな心の育成のための、学校教育活動全体を通じた包括的な取組やいじめへの対応に係る教員の資質向上のための取組を推進する。また、「子どもの社会的スキル横浜プログラム」等の活用により、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。さらに、教職員の言動で、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

○いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。このため、日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。また、いじめの早期発見を徹底する観点から、いじめ解決一斉キャンペーン、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。さらにインターネット上で行われるいじめに対しては、関係機関と連携し、早期発見、早期対応に努める。また、ソーシャルネットワークの怖さ等、学校は情報モラル教育の推進による児童の意識の向上及び保護者や関係機関への啓発に努める。

○いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、いじめ防止対策委員会を中核として速やかに対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。被害児童生徒に対しては事情や心情を聴取し、児童生徒の状態に合わせた継続的なケアを行う。加害児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童生徒の状態に応じた継続的な指導及び支援を行う。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。なお、「いじめ」が暴行や傷害等犯罪行為にあたりと認められる場合や、児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、被害児童生徒を守る。その際は、適切な指導・支援を行い、被害者の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報し連携して対応していく。

○いじめに対する解消

<いじめの解消の要件>

少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある

- ①いじめの行為が少なくとも3か月(目安)止んでいること
- ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが発生した場合には「いじめ防止対策委員会」にて対応を協議し、対応を行う。

その後、当該事案の進捗状況を、月に1度の「いじめ防止対策委員会」にて確認。いじめ発生3か月が過ぎてから、当該被害児童(またはその保護者)といじめの状況が続いていないかを確認し、解消と判断する。

○研修

教育委員会等が主催する児童支援専任教諭、人権教育推進担当者、道徳教育推進担当者等への専門性を高める研修等に積極的に参加する。またそこで学んだことや手引き等を活用した教職員への研修を計画的に行い、いじめの防止等にかかわる資質能力の向上を図る。

○学校運営協議会等の活用

保護者や地域住民が学校運営に参画する「学校運営協議会」等や青少年の健全育成を目指す「中学校区学校・家庭・地域連携事業」等を活用し、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

4 重大事態への対処

【第28条】重大事態とは

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

○重大事態の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。

○重大事態の調査

調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生を防止に資するために行う。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことも検討する。この際、いじめられた児童を守ることを最優先とした調査実施が必要である。調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止める。いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合は当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

○児童、保護者への報告

調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。これらの情報の提供に当たっては、他の児童のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。また、調査結果について、学校教育委員会に報告に報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う(PDCA サイクル)。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。